

## 第14回障害者施策推進課長会議 議事概要

1. 開催日時 平成20年7月30日(水) 10:00～

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館共用第4会議室(4階)

3. ヒアリング対象者

安藤 豊喜	財団法人全日本ろうあ連盟理事長
小金澤 正治	特定非営利活動法人全国精神障害者団体連合会副理事長
館森 久秋	社会福祉法人東京都知的障害者育成会本人部会副代表
妻屋 明	社団法人全国脊髄損傷者連合会理事長

○内閣府 それでは、定刻の10時でございますので、ただいまから第14回障害者施策推進課長会議を開催いたします。

私は、会議の進行役をしております内閣府の障害者施策担当の須田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、大変暑いところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

今日は、障害者施策の在り方に係るヒアリングをテーマにしているところございまして、中央障害者施策推進協議会の委員の中から4名の委員の方にお越しいただきました。

本件につきましては、先週24日の中央障害者施策推進協議会の中でも御紹介したところですが、お手元の資料1は、24日に配付したものと同一ものを参考としてお配りしているところでございます。障害者基本法にいわゆる検討の規定がありまして、平成16年の改正から5年を目途として、改正後の規定の実施状況あるいは障害者を取り巻く社会経済情勢の変化などを勘案し、障害者に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされております。

そこで、障害者施策推進本部のもとにございます本会議におきまして、障害当事者の方からのヒアリング等を通じまして検討を進めていくということで、本日このように開催することとなったところであります。

それでは、安藤理事長からお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○安藤理事長 おはようございます。私は、全日本ろうあ連盟理事長の安藤豊喜です。耳が全く聞こえないし、言葉でふだん話すことは余りないので、聞き取りにくい面もあると思うんですけども、資料2を皆さんに届けてありますので、これを読みながら聞いてくださるようお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、「1. 現今の障害者福祉の基本的な課題」なんですけれども、私は、障害者福祉関係予算を増額しないと対応できないのではないかと考えているんです。今、社会保障審議

会の障害者部会が開かれており、来年に迫っている障害者自立支援法の見直しを議題としています。皆さんの基本的な見直しの意見としては、難病なども含めたサービス対象者の拡大と、重度障害者等に対するサービス上限の撤廃、3番目が、応益負担を廃止して、以前の応能負担に戻してほしいというような意見になっています。障害者、家族、施設事業者からのこのような切実な願いに応えるには、障害者関係予算の見直しがなければ対応困難と思われます。現在、障害者福祉関係予算は削減の方向ですけれども、これでは対応困難ではないかと考えます。

2番目に、後期高齢者医療制度など、今、障害者、高齢者に負担を求め、サービス抑制によるコスト削減が行われています。政府は障害者、高齢者対策予算の抑制、削減方向にありまして、私たち障害者や高齢者は福祉制度やサービス低下におびえております。保障の現状維持や見直しを切に求めているわけです。

このような不毛の論議に終止符を打ち、障害者や高齢者の自立や生活安定を推進する方向で社会福祉関係予算の増額を政府が行わないと対応が困難ではないかと思うのです。基本的な考え方の第1点は、福祉関係予算の見直しが大切だということです。

「2. 障害者自立支援法の課題」ですけれども、障害者自立支援法の施行は、私どもとしては拙速であったとの反省が必要ではないかと思っているのです。第1点に、施行以前の社会保障審議会障害者部会でも応益負担に賛成する意見はほとんどなくて、反対や懸念する意見が大勢でありました。私も、この障害者部会のメンバーでありましたけれども、いろいろな意見を出しても取り上げられず、見切り発車的に施行になった感じがします。この2年間、障害者、家族、施設事業者、また、市町村の窓口が振り回された感じがあります。

特に考えなければならないのは、親から自立できず24時間の介護や見守りを必要とする重度の障害者は、経済的、精神的な負担を強いられています。希望を失っているのが現状ですので、このような現状をきちんと政府としては理解してあげて、考えていく必要があるのではないかと思うんです。

そのための改善の方策ですけれども、1番に応益負担廃止の方向で見直すべきと考えます。2番目が、障害基礎年金をアップするなど、基本的な所得保障を推進すべきだと思います。3番目が、社会資源等の障害者の自立の基盤を整備し、施設から社会へが無理のない自然な形で移行されるようにすべきです。4番目が、福祉労働者が低賃金などで退職を余儀なくされ、新卒の若い人材が福祉労働を敬遠する傾向が強まっております。社会福祉の担い手が確保できないという深刻な事態を改善すべきです。このような方向での障害者自立支援法の見直しを切にお願いしたいと思うんです。

「3. 障害者基本法と障害者権利条約」ですけれども、障害者基本法を附帯決議を尊重した方向で改正すべきと思うのです。平成16年5月27日、参議院内閣委員会の附帯決議として、国連における障害者権利条約の策定等の動向を踏まえ、制度整備の必要性について検討を行うことが明示されています。

国連・障害者権利条約は、日本政府も署名し5月3日に発効しています。障害者基本法の見直しは、この障害者権利条約を基本として見直すべきであると考えています。

この権利条約についての課題ですけれども、国民的な課題としては障害者権利条約に対する国民の理解が十分ではないのです。知らない国民が非常に多いのが現状です。障害者に対する差別や偏見を根絶し、合理的配慮に基づく権利保障は社会的・国民的な課題でもあると考えます。国民に対する啓発活動を積極的に行うべきと思うんです。

日本の障害者福祉は、歴史的に見ても行政主導によって推進されてきました。現今の少子高齢社会、財政難の現状では、社会的・国民的な支援による自立の環境整備や支援体制が求められます。障害者権利条約の理念や条項が、それを推進する根拠になると考えるのです。したがって、権利条約の理念や条項について、国民全体に理解を求めるといような啓発が非常に大切になると思います。

また、締結のための条件ですけれども、今、締結のための国内法の整備が言われていますが、政府は整備のための検討の経過、課題を障害当事者に示すべきではないかと思うのです。経過、課題の提示によって、障害を有する当事者の意見・要望が反映された整備になると期待されます。

国内法の限界に対応する新たな法律の制定に踏み込まなければならないとも思うんです。1つは、私たちの関係では、手話が言語として定義付けられましたけれども、現在の国内法では、この定義を国内法に位置付けるのは困難と見られています。

また、合理的配慮に基づく権利の保障を明確にするには「障害者差別禁止・権利保障法」、これは仮称ですけれども、制度の制定を検討すべきではないかと思うんです。

聴覚障害者関係では「情報・コミュニケーション保障法」、これも仮称ですけれども、検討されるべきではないかと考えます。

以上です。

○内閣府 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、小金澤副理事長さんからお願いいたします。

○小金澤副理事長 小金澤です。おはようございます。私の方からは4点、皆様をお願いしたいと思います。

まず、1点目は、障害者基本法に関する問題なんです。平成5年に障害者基本法に精神障害者も入ることが法律で決まりましたけれども、いまだに知的・身体に出されている福祉手当が出されておられません。平成5年に3障害一緒という形になって、もう15年経ちます。15年も放置したままということで、ここに資料があるんですが、障害者基本法の第10条に「政府はこの法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない」となっているにもかかわらず、それが放置されてきたということを重く受け止めていただき、早急にこの国連の権利条約が承認される前に是非ともこの件に関しては政府一丸となって、3障害一緒ということを法律どおりにしていただきたいというのが私どもの願いです。

2番目、精神科における精神科特例を早急に廃止してくださいということで、以前に比べれば多少よくなっていますが、原則的に、一般科の病院に対して医師は3分の1以上、看護師は3分の2以上と、低い水準でも構わないという特例がいまだに正式な形として法律で廃止されておりません。そういった意味で、精神科の特例を廃止してください。というのは、何よりも一般の病気に比べてメンタル面の病気ですから、一般科よりも多くの医師や看護師がいても不思議ではありません。先進諸国においてはそのような病棟があるとも聞いておりますので、是非とも精神科特例に対して前向きに厚生労働省の方で取り組んでいただければと考えております。

3番目は、自立支援法についてなんですけれども、障害者自立支援法が施行されまして最初の段階で混乱がありましたけれども、今はその混乱は大分収まっております。今一番問題になっているのは、通所者自己負担金の問題です。例えば、工賃が3,000円で負担金が5,000円だと2,000円通所者が払わなくてはいけないと。今までは無料でしたから、今度は通所するとかえってお金がかかるという形になります。というのは、就労移行に関して従前的な考え方がありますので、就労するための訓練というのであれば話はわかるんですけれども、そうではなくて作業所に通うのが精いっぱいという当事者の方々がほとんどです。いわゆる障害で言うと2級程度の方々がほとんどなので、その点、従来どおり自己負担金をなくして、誰でも通いやすい活動の場として使えるようにしていただきたいと思っております。

また、地域活動支援センターにおいては利用料を取るとかバラバラなんです。その点も踏まえてちょっと矛盾があるんじゃないかと考えております。

4番目は、啓発活動に関してです。精神病・精神障害についての学習についてということで、中学校・高校の教科書に精神病や精神障害の内容を記載し、教育の現場で正確な知識を学ばせてくださいと。保健の部分で私たちが中学校に通っていたころは、分裂病とか躁うつ病とかそういう病名がありました。ただ最近、一部のいわゆる言葉狩りと呼ばれるものに伴い、精神障害者のことを書くこと自体もできなくなってしまったという事情がありまして、ほとんどの教科書で精神病・精神障害の内容を科学的に載せることもできない、医学的に載せることもできないという状況があります。この点は是非、早急に撤廃していただいて、中学校・高校の教科書の保健の時間できちんと精神面に関するものを学んでいただきたい。と申しますのは、皆さん御存じのように、発症率は2%です。2%といいますが、糖尿病とか心臓病とほとんど同じ確率なんです。ですから、誰でもが精神病や精神疾患になり得るという現実があるわけですので、その点も踏まえて学生時代からきちんと勉強しておいて、具合が悪くなったらクリニックや病院に行けるような形の教育というものが今まさに求められております。

私の方からは以上です。どうもありがとうございました。

○内閣府 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして館森副代表、よろしく願いいたします。

○館森副代表 館森です。資料を読ませていただきます。

なぜ本人が参加するのか、その意味としまして、当事者の思いが実現される4つのプロセス。

「思う・感じる」は、当事者しかできないこと。おかしいと思うこと、困ったこと、理不尽と感じる。

「わかる」は、本人活動や相談支援の場で行われやすい。話し合う、相談する、課題を整理する。3つの「わかる」。①何が問題かわかる、②解決へのヒントがわかる、③解決方法がわかる。

「伝える」は、国や自治体の会議の場などで行われる。必要な相手（国、都道府県や市町村、社会・地域に）に伝える。仲間に伝える。支援者に伝える。

「改善される」、よりよい社会へ。

政策（会議）に参加するために。

①本人（知的障害のある人）、私たちに関する会議には、本人を委員として入れる。②資料をわかりやすいように工夫する。言葉遣いや表現をわかりやすくする。漢字にルビを振る。③会議の何日か前に本人と担当の人が会って、直接説明を受ける。そのときにわからないことなどをきちんと確認し合う。④会議の結果やできた計画、法律は本人にわかりやすい資料にして配る。直接、本人たちに会って説明する場をつくる。

以上のことが、本人が参加する日本全国すべての会議で実現する。

所得の保障。今の基礎年金ではとても足りない。①日本で人間らしく生活できる金額を最低限保障する。

「障害者だから割り引いてください」と言い続けるのはもう嫌だ。

②所得保障は、障害者への割引や助成制度を含めて前提に考えず、誰もが本当に必要な金額を保障する。

働く、就労支援の輪を広げる。仕事を調整する機能（役割）が大切。

3つの役割。①仕事を見つけるとき。仕事を見つけるときには、自分に合ったところと一緒に探す。②仕事を始めるとき。仕事に就くときに、職場と自分を調整する。③仕事を続けるとき。働いている間も相談し、職場や仕事を調整する。

この機能が日常的に相談できる場で行われる。（就業・生活支援センターの充実）

ハローワークの職業紹介的な機能（役割）では就労支援にはならない。

住む・住宅について。施設やグループホームから出て、地域で暮らしたくても、①家賃が高くて、グループホームから出られない。②保証人がいないと、アパートも借りられない。③敷金・礼金などの費用が用意できないので、アパートも借りられないなどの問題があり、公営住宅も倍率が高く、地域によっては条件が厳しいので入居できない現実があります。

そこで、まずは①障害者専用の福祉住宅をつくる。②福祉住宅はバリアフリーで、相談支援センターもついている。

本当は公営住宅でもいいのだけれども、そこを待つのは非現実的なので、国に積極的に障害者専用の福祉住宅を建ててもらおう。そこには、車いすの人も安心して暮らせるようなバリアフリーにして、自分たちも困ったときにすぐ相談できるように相談センターがあるようにする。

わかりやすい障害者基本計画の中でお話をしてみたいと思います。みんながパソコンやインターネットが自由に使えるように、情報をインターネットで配布していますと言われても、インターネットができる人がどれだけいるのでしょうか。私たちの中でもできない人が多いです。なぜかという、マウスを使うのに手が震えてできないとか、携帯電話は今タッチパネルに移行し始めましたけれども、そういうものが必要ではないかと。

また、障害のある人が地域の一員として暮らしていくためには、住宅や交通機関など使いやすく、身の回りで協力してくれる人を増やします。やはり、本当に自分たちが生きていこうと思ったときに、その中でこうやって会議に出てくるのに、やはり交通機関をいろいろ使わなくてはいけない。どういうものに乗ってくれば一番速いかと相談を受けられる人が必要ではないかと。

障害のある人が自分で暮らすために必要なお金を得ることができるようにします。やはり、社会の中で働いていきたいけれども、いじめや差別や偏見があつて、なかなか会社で働いていけないと。そういうことはもうちょっと考えていただきたいと思います。

これからの取り組みの中から、地域で暮らすことができるように、サービスを利用する人の気持ちになって支援をしますと書いてありますが、やはり本人たちの気持ちになって考えていただきたい。今までは親がいろいろ言っていました、親の考えと本人の考えでは全然違うところがあります。

また、区市町村など身近な窓口で身近な相談ができる場をつくりますと書いてありますが、これは是非早急にしていきたいと。

それから、障害者団体や障害のある本人活動を支援します。役所に行きましたら、知的障害者の本人活動には税金を使うことはできないと言われましたので、そういうことはなく、障害者団体や障害のある本人の活動を支援してほしい。障害のある人が地域で暮らし、いろいろな活動に加わっていくことができるように、よろしく願いいたします。

以上です。

○内閣府 ありがとうございます。

続きまして、妻屋理事長さん、お願いいたします。

○妻屋理事長 全国脊髄損傷者連合会の妻屋と申します。

私たちは主に車いす使用者でありまして、比較的重度な障害を負って社会生活を行っている団体でございます。施策に関する意見として資料を提出いたしましたけれども、これを読んでいただければ大体おわかりかと思えます。

まず、初めに、障害者に関する施策を考える上で基本的にどういう姿勢が必要かということ、どんなに重い障害があつても、それぞれの地域で普通に安心して暮らせる社会を目指

した政策でなければならないと考えております。障害者が自立して胸を張って堂々と社会参加を果たし、さまざまな能力を発揮するためには、医療、介護、所得保障、権利擁護、そしてバリアフリーなど、障害者が安心して暮らせる社会環境が絶対に必要なんです。障害者が自立できる社会の構築は、国の重要な施策であるとともに、私たちの活動の大きな目標の一つでもあります。障害者施策を推進するに当たって、国や行政だけでなく、障害者団体の役割も含めて社会全体で着実に推進していくことが必要であると考えています。

その上で、当団体は障害者施策について、次のような意見を申し上げる次第でございます。

まず、第1番目に、自立支援法の改正に当たっては、現在、見直し作業が行われている社会保障審議会で、私たちは一貫して重度障害者が地域で安心して生活できるサービス体系に見直すために、次のような7つの項目について意見を申し上げているところです。

1つは、支給決定を受けてもそのサービスが利用できないという状況が地域に散見されます。これを必ず是正する必要があると考えております。その原因は、重度訪問介護を受ける人がいるんですけども、介護報酬単価がとても低いために、サービス事業者が寄りつかないという現象が起こっているんです。このために、せっかくの制度ができていないという現象があります。これを是正すべきだと考えております。

もう一つ、地域間格差になるわけですけども、負債の多い市町村やそれほど豊かではない市町村は、たとえ25%の負担でも非常に厳しい状況にあって、これが原因で地域間格差があって、私たちの仲間でも、東京ではいいけれども地方ではだめだと。同じように考えられないような現象が起きています。この地域間格差は是非、是正する必要があるのではないかと考えております。

それから、社会参加に必要な障害者の移動支援については、今度の制度で地域生活支援事業に移行されたわけですけども、地域に下ろされたことが原因で、やはり大都会と地域とではかなりの格差が出ています。やはり移動支援については社会参加の基本ですので、地域間格差を是正する必要があると思います。

それから、自立支援法に基づいた福祉サービス、医療費補助、それから、福祉用具を複合的に利用した場合に、合算して利用者負担の月額の上限額を設定するなど、利用者負担の軽減を図る一方、現行の一般世帯の3万7,200円の上限は更に軽減する必要があると考えております。

それから、障害者の範囲についても、広くもっと難病等そういった当事者の団体の意見を聞きながら、改めて見直す必要があるのではないかと考えております。自立支援法の附帯決議にある障害者の所得保障の在り方についての検討、これは課題でありますけれども、これに対しては基礎年金の増額が必要です。何々してほしい、何々を割り引きしてほしいという先ほどの意見がありました、そんな必要は何もないんです。基礎年金を増額して、それにあてられる年金所得保障があれば、まけてもらいたいとか割引してもらいたいということはないわけです。

それから、国民制度に加入できなかった在日外国人や在外邦人、それから、特定障害者以外の無年金障害者がいるわけですね。この人たちの福祉的措置についても、所得保障をする制度を何とかつくらなければならないと考えております。例えば、最低保障年金など所得保障の在り方について検討する必要があると思います。

それから、自立支援法と介護保険制度の統合については、今は収まっておりますけれども、以前としてその圧力は強まっております。自立し、社会参加をしなければならないことや、生命を維持しながら日常生活を送る重度障害者には、長時間の介護は絶対必要になってくるわけです。こういった特殊なニーズに対応できる自立支援法と要介護者の介護のニーズの一部を支援する考え方の制度である介護保険制度は余りにも差があり過ぎて、現状では介護保険制度と被保険者と受給者の範囲拡大については賛成することはできない。

以上のように、医療、年金、介護、社会保障制度は、障害者施策を含めてまだまだ改善すべき課題・問題が多く、全国各地で自立して一生懸命頑張っている皆さんにとっては、毎年 2,200 億円の予算削減には非常に無理があるのではないかと私たちは考えており、これは撤回すべきであると考えております。

2 番目は、バリアフリー環境について。2006 年にハートビル法とバリアフリー法を統合したバリアフリー新法が施行されました。この中に一定の数値目標を設定されたことにより、全体としては期待の持てる法律だとして、今私たちの間でも評価されているところです。この法律をつくるためのプロセスには、必ずと言っていいほど障害当事者の参加がありまして、私たちの意見がこの法律に広く反映されたと思っているわけですし、その点については非常に評価されていると思っております。

しかし、こうやって微に入り細に入りいろいろな法律をつくったわけですけれども、その法律をつくった中でも障害者用駐車場が今私たちの全国的な問題になっております。これはせつかく制度でつくったそういうスペースを、障害のない人が使うということで非常に困っているということが全国的な意見としてあります。これについて、私たちもさまざまなことに取り組んでおりますけれども、行政も障害者団体と一緒にこの解決に努めなければならない、そういった啓発活動が必要ではないかと考えております。

3 番目に、国連の障害者権利条約の批准と障害者基本法に関する施策についてです。背景は、世界 40 か国で障害者差別禁止法が施行されている中で、平成 16 年に改正された障害者基本法では、その基本理念に差別を禁止するというような条文が入りました。そういった中で、日弁連や他の障害者団体が独自に障害者差別禁止法案を作成しているという状況があります。

もう一つ、昨年 7 月に千葉県では、障害のある人もない人もともに暮らしやすい千葉県条例が施行され、それと同時に国連の障害者権利条約がこの 5 月に発効されたと。ますます全国の障害者の間で障害者差別禁止法をつくってくれ、制定してもらいたいという要望が高まっているのが現状であります。

それについて課題としては、まず、障害者基本法の 3 条について、そうはいうものの裏



付けが何もないという状況です。もし、そういう差別をした場合にこうなるよ、ああなるよということは一切ないわけですし、それをどうするかというのが今、私たちの間で大きな問題になっております。それは理念であって、そういう考え方ですよと言われればそれまでなんですけれども、あつてないのごとしのような法律になっているということです。このことで、何らかのこの問題の解決、実効性が担保されるべきであろうと考えております。

それから、何が差別であるのか、または合理的配慮の内容はどういうものなのかということをしちんと法律等で規定するというか、その上でどのように差別等を防止するかについても検討を行い、具体的な施策を講じることが必要であると考えております。

例えば、差別を受けた障害者が相談できる機関の設置や、第三者で構成する調整委員会の設置など、千葉県の条例を参考にした取り組みも一つの方策ではないかと考えております。

国連の障害者権利条約を日本が批准にするに当たって、まず、権利条約の第2条、第3条、第5条について内容を確認した上で、国内の法制度、特に障害者基本法の大規模な見直し、法律の改正を行い、場合によっては新しい法律をつくる必要があると私たちは考えているわけですが、これまでの政府とのいろいろな折衝の中で、政府の方では余り改善しないというような様子が見受けられて、全国の障害者の熱い考え方と非常に大きな落差があると現在感じています。これは何とかしなければならぬと考えております。第5条2項に差別を禁止という条項がありますけれども、こういうものを参考にして、障害者基本法の見直しを図るべきだと考えております。

そういうことより、第8条にもあるように、障害者の能力を積極的に社会に知らせるための政策も大事でしょう。いきなり差別禁止法をつくるというのではなく、まずは、そういった理解を進める啓発活動が先になければならぬと考えております。その上で、国民の全体的な理解を受けながら、障害者差別禁止法をつくるという方向が大切ではないかと考えております。

そういうさまざまな手続を踏まなければ、いきなり差別禁止法をつくっても国民の理解が得られないのではないかと考えております。その啓発活動には必ず行政もさることながら、さまざまな障害者団体ともども共同して啓発活動を継続していくことが何よりも大事だと考えております。私たちもこれから長い時間をかけて、社会全体の理解を得る努力を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○内閣府 どうもありがとうございました。

4名の方からお話を伺いましたが、それぞれ他の方の御発言などを踏まえまして、御発言に補足すべきことなどがありましたら、お願いしたいと思います。安藤理事長さんから何かございましたら、お願いいたします。

○安藤理事長 私たち聴覚障害者の情報コミュニケーションの関係ですけれども、手話が

権利条約に言語として定義付けられました。つまり、皆さんの音声言語と同じように手話言語を音声言語の代わりに、視覚的な言語というような言い方もあるんですが、定義付けられたんです。ただ、私たちにとってはもともと手話は言語でありますので、福祉の領域のサポートではなくて、どちらかというと文部科学省が積極的に考えるべきではないかと。ほかの障害者の皆さんの身辺サポートとは違った言語領域で、政府全体がその言語を保障するような施策が必要ではないかと考えているわけなんです。アメリカ、ヨーロッパ辺りでは、手話については福祉というよりも言語というような考え方がきちんとあるわけなんです。けれども、日本の場合、手話というのは言語というより福祉サポートの一環というような考え方になっています。

また、障害者の差別が激しかったころから、手話については動物的な言葉というような偏見もあったわけなんです。聾学校教育の場でも聴覚口話法というものが前面に出て、手話を使つてはいけないと学校の先生たちにも言われていましたし、聴覚障害の子どもが手話をすると先生から手をたたかれたり、縛られたりして、親の皆さんにも絶対に子どもに手話をさせてはいけないというような制度もあったわけですね。その流れ等を考えると、福祉のサポートとしてスタートしたのもやむを得なかった面があるのですけれども、今後手話を言語として日本でどう位置付けていくかとなると、文部科学省が積極的な対応を考える必要があるのではないかと思うんです。そのような考え方を文部科学省に是非持っていただきたいなと思っているわけなんです。

2つ目が、日本の身体障害者たちから言いますと、障害者の人間的な権利というものをきちんと保障する考え方というよりも、慈善的な考え方の方が強かった感じがします。法律の中でも障害を特別に考えて、特に保護しなければならないというような規定の方が多くて、機会平等とか機会均等というような聴覚障害者、ほかの障害者の可能性というものを人間的な能力を重視するというような見方が弱い面があるわけですね。でも、今後そのような方向ではなくて、障害者も普通の人たちと同じ権利を持つという視点の中で施策を進めていかなければならないと思うんですけれども、そういう面では行政の受け止め方がまだ弱い感じがするんですが、それをどう私たちと一緒に考えていくのか、大切な課題になっているのではないかと思うのです。

3番目ですけれども、障害者に対する国民的な理解ですが、国民の皆さんの障害者に対する理解というものは非常に発展しているのではないかと思うんです。私は耳が聞こえませんが、家内も聞こえないんです。子どもは2人とも聞こえるんですけれども、そのような事例の場合、子どもが大きくなって結婚する場合、相手の親がこちらの息子の親が聞こえないとなると、非常に衝撃を受けて結婚に反対するというような意識があったわけですね。けれども、最近はそれがなくなって、親が聞こえないとか、ほかに障害があるというようなことは、特に障害のない親の皆さんにとっても受け入れやすくなっているのではないかと思うんです。それは、なぜかといいますと、高齢化社会の中で障害というものが人ごとではなくて、自分の問題、家族の問題というような社会情勢の変化の中で、障害者

に対する理解が非常に高まっているし、障害者の権利というものは国民の皆さんはほとんど理解できているのではないかと思うんです。そのような情勢をきちんと分析した上での障害者対策が非常に大切ではないかと思っているわけなんです。

以上、そのような感じです。

○内閣府 どうもありがとうございました。

では、続きまして、小金澤副理事長さん、お願いいたします。

○小金澤副理事長 先ほど1点大きな点を忘れたんですけども、ほかの方から出ていた所得保障の件なんですけど、所得保障というのは名称はあっても実態はないと。年金がそれに代わり得るものだと、もしくは生活保護が所得保障になるのではないかという考えで来ていたと思います。実際、障害年金を受給していて、2級の内容というところと一般生活において著しく困難を生ずるものという規定があります。ですから、働いてしまったらとめられてしまうんですよ。ただ、社会保険庁さんが精査していないがゆえに、もしくはきちんと申告していないゆえに年金を受け取っている方も多いです。本来は、法律を合わせていけば、私も当事者ですけども、受け取るべきでない人が受け取っていると。でも、もっと考えれば、先ほどもありましたが、所得保障制度というものを別につくって、例えば、精神障害でこういう場合は所得保障を受けられますよというような別の法律をつくらないと、現行の法律あるいは年金に関するものでいきますと、不正が横行し、かつ、年金をもらっていて2級だと生活保護の加算がつきます。それで結婚しますと、子どもも生める、育てられると。ワーキングプアと言われている世代の中で変な現象が起こっているんですよ。実態としてそういう情報も入っています。それに対しては保護法ももっとバックアップ的に考え直して、ホームレスとかいますけれども、そういった中において障害者の所得保障という位置付けを明確にした上で、精神にも使える、身体にも使える、知的にも使える、その他難病にも使えると、言葉で言うと非常に簡単ですけども、とても難しいことだと思うんですが、やはり所得保障というものが欧米諸国では充実しておりますので、働く・働かないは本人の自由と。それでも、生活が成り立つというような形が望ましいと思います。

あと、生活保護に関してなんですが、精神障害の方が多いです。結局、作業所に通ったり、それから、支援センターに行かれたりするんですけども、本当にそれでいいのかどうか。それが本当に本人たちが望んでいるのか。ただ単に楽だからやっているのか、その辺をきちんと、役員の立場で言うのはおかしいんですけども、本当にその人がその人らしく生きるためのカウンセラー、ピアカウンセラーでも結構ですけども、そういったものが今、社会支援としてないんですね。PSWと言っても、こういう言葉はよくないですが、ピンからキリまで。PSWの資格を持てば、医師と違って何でもできるようになっていますけれども、その点でもきちんとした教育がなされなければ、低所得者もしくは生活保護者の生活をキープしていく、見守っていくということは困難ではないかと考えます。

最後に1点、先ほど障害者福祉手当のことを言いましたけれども、その際にJRの割引、

それから、航空運賃の割引等、精神以外の知的・身体の方が受けられているメリットもいまだに与えられておりません。民営バスも通算6年間私ども運動してきました、やっと東京都で半額割引が実現しました。どんどん法律に沿って正しい在り方にならしていくべきではないかと感じました。

以上です。

○内閣府 ありがとうございます。

続きまして、館森副代表、お願いいたします。

○館森副代表 私の方からは、基本計画にある区市町村の相談事業は、こういう厳しい世の中になってきますと、私もちょっと経験があるんですけども、真っ先に首になるのは障害者だと思います。そういうことがないように、本当に何か起きたときに身近で相談できるような場所が是非欲しいです。

それから、やればできるんだよということは本当に必要だなと思っております。私も本人活動を15年やってきましたけれども、やればできるんだと、本当にやろうという雰囲気は周りがないと、本人がくじけてしまうと思うんです。もうちょっと周りの人の理解と本人のやる気をどうしたら出せるかという支援者を育てるということも、私は必要ではないかと思えます。そういうことをすごく感じています。

もう一点は、権利条約のことですが、私は国際活動委員会の委員をしていますけれども、その中でわかりやすい障害者権利条約というものを今やっています、外務省にも是非わかりやすい障害者権利条約をお願いできないかと。これをちょっと勉強してみますと、今まで知らなかった家族の在り方とか、地域の中でどのように障害者は過ごしていったらいいか。障害者だけでなく、地域の中で健常者もともに生きていくことが大事なのではないかと。地域の中で生きていくのに、どうしたら本当にみんなが生きていけるのかということ、ここでPRする必要があるのではないかと思えます。

以上です。

○内閣府 どうもありがとうございます。

それでは続きまして、妻屋理事長さん、お願いいたします。

○妻屋理事長 先ほども申し上げましたけれども、障害者基本法の改正に当たってちょっと振り返ってみますと、今回は初めて障害者団体の意見を聞くヒアリングが行われたと思っっているのは間違いでしょうか。前はそういうものはなかったように思ったんですけども、少なくとも当団体はそういうことを聞かれたことはございません。

先ほどもバリアフリーの新法をつくる際、あるいはバリアフリー法をつくる時に、すべての分野にわたって障害当事者が入って審議を行ったという経験があります。これは、本当に画期的なことだと思います。私もかなりの部類の会議に参加させていただきました。そういうふうになると、その法律が納得できる、そして、すぐ全国の障害者に伝わるといことにつながります。そして、理解が深まっていくというプロセスができるわけですが、今回の基本法改正についても、公の会議を開いてどのように改正していくのかと

いうことを、さまざまな団体あるいは人が入って検討を行う必要があるのではないかと思います。

その上で、権利条約とこれとの絡みをどうするのかということについてでありますけれども、まず、ここにこの間推進協議会で資料をいただきました「差別事例の調査研究について」というペーパーがありますけれども、これを調査研究ではなくて、もっと大々的にやってサンプルをたくさんとって、国民的な調査にしなければならないのではないかと思います。その上で、こういう差別がありますよということを広く国民に知らせるということも大切ではないかと思います。では、基本法の第3条について裏付けをどうするか、あるいは権利条約をどうするかということにならなければならないと思います。それらすべて決めるとき、あるいは法律をつくるときは、障害当事者がすべてのところに入って一緒にやっていかなければならないと考えておりますけれども、先ほど差別の事例が一つありましたが、こういうことがあるから、差別した方とされた方がいきなりバッティングするのではなくて、第三者で構成される調整委員会をつくって、その調整をするところがまず必要ではないかと思います。そういったいろいろな策を講じていって、それが国民に広く行き渡ったところで差別禁止法をつくるなりすれば、非常に理解が進むのではないかと思います。

もう一つは、第8条の障害についての啓発活動なんですけれども、これも以前と比べれば今非常に静かになっていると思います。国連の以前のときは全国行脚したとか、もっと派手なことを大々的にやったと思うんですね。そして、国民に周知徹底を図ったというところがあるんですけれども、現在のいろいろな施策の中では、12月の障害者週間で1つのところにあつまって表彰式をやる、これは基本中の基本だけなんですけど、もっと全国の障害者が参画できるようなイベントを組んで、障害者の理解を進める必要があるのではないかと思います。

そういった思い切ったことをやらないと、法律があってもなくても国民に知ってもらわなければならないわけですし、そのための方策にもっと力を入れるべきだと私は考えております。その上で、さまざまなことを決めていくというプロセスが必要ではないかと何度も申し上げて申し訳ないんですけれども、そのように思います。

以上でございます。

○内閣府 どうもありがとうございました。

若干時間がございますので、順番ということではなくて、更にまた補足と申しますか、御発言される方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○安藤理事長 自立の考察ですけれども、今度の自立支援法の中で自立とは何かいろいろ考えさせられたんですね。一番悲惨なのが、親から自立できない障害者です。例えば、聴覚障害者の場合は、耳が聞こえない、言葉が話せなくても他の機能が正常であれば聾学校で教育を受けるとか、訓練を受けるとかで親から自立して結婚し、子どもを産んで自立は可能です。けれども、耳が聞こえない上に知的障害を併せ持つとか、ほかの障害があると

というような重複障害児の場合は親から自立できないです。それを今度の自立支援法の中でつくづく考えさせられたんです。聴覚障害者だけではなくて全身性の麻痺とか、24時間の介護とか見守りをしないと生きられない、食べられない、お風呂にも入れない、トイレにも行けない、そういう障害者の皆さんにとって非常に深刻な問題であるわけなんです。障害者にもいろいろあります。でも、重点的な保障が必要なのは、親から自立できないとか、24時間の介護がないと生きられないというような重度の障害者の皆さんの自立をどう保障するかということです。その場合、応益負担とか自己負担というものをつけたら絶対にいけないんじゃないか。それはきちんと国民連帯の理念として本人が自立していけるように保障するのが正しいのではないかと思うわけなんです。

サービスの負担を考えなければならないケースもあると思いますが、個々の障害程度によってきちんと国が保障しなければならないケースを明確に示す必要があると考えます。

親や家族から自立できない重度の障害者の支援が優先的な課題であると言うことを自立支援法の施行によって教えてもらっている感じがするんですが、いかがでしょうか。

○内閣府 他の方で御発言がある方がいらっしゃったらお願いいたします。

○小金澤副理事長 精神障害も皆さん御存じのように、軽い方から重い方までいるんですけども、あと重複障害ですね、特に、知的との重複障害の方も結構多くいます。そういった方に対して、今度の法律はケア会議を開いてケアプランをつくりなさいと。ほとんど病院がメインなんですけれども、実際にいわゆる作業所、いろいろな名前になっていますが、その中で本当にその人のことを考えてケアプランをつくっているところが何か所あるか、ほとんどないと思います。それぐらい無責任なんですよ。要するに、その人の一生を預かると言うの大げさですけども、例えば30歳になったら何がやりたい、40歳になったら何がやりたい、では、そのために今はどういう準備をしようかということぐらい考えられますよね。そういう時間を取れないような作業所ばかりです。今は就労に特化されて就労することが目的とされていますから、そっちがメインですけども、就労を含めていわゆるライフステージを考えた場合に、果たしていいのかなというところばかりです。

施設長さんをお願いしても、時間がないからできないとか、それは無理だとか、はなからあきらめているんですね。だったら、もう福祉の世界はやめてくださいよと言いたくなるぐらいです、私の気持ちとしては。本当にその人のためになることをその人と相談しながら一緒に作り上げていく、これがケアプランです。それすらできないのだったらP SWをやめなさいと、本当に声を大にして言いたいぐらいです。

そのように、いろいろ通所者の生活、将来についても責任を持たないような施設であってはならないということが、今回の自立支援法にはどこにも書いてありません。勿論、書き込むような内容ではないのかもしれませんが、そういった意味で、法律の趣旨が単に就労を目的としているというような間違った理解をされている点が気になります。

もう一度繰り返しますけれども、精神に限らず障害を持っていても、その人らしく生きて、その人らしく死んでいける、そういった社会を目指していくものが自立支援法だと考

えておりますので、自立支援法をもう一度見直して、ユーザーにとっていいものにしていただきたいと思います。

以上です。

○内閣府 どうもありがとうございました。

ほかにどなたかございますか。

○館森副代表 知的障害でもてんかんの人がいまして、でも、最近ちょっと仕事をし始めるようになりました。昔は病気があると仕事ができない、うちの子は何もさせないという人が大分いたんですけれども、最近は職場で働くようになりました。一方、会社に行ってもいい仕事をさせてもらえなくて、汚い仕事、誰もやらないような仕事を押しつけられてしまうというケースが大分出てきています。または、奥さんが具合が悪くなって、御主人が面倒を見るために職場をちよくちよく休むと、職場ではいい顔をされなくなってくる。いろいろな問題が地域の中で起きてきます。そういうことをもうちょっと助けていただきたい。

先ほどから言っていますように、どこへ訴えればいいのか、どこに相談したら自分たちの生活がよくなっていくのか、地域のコミュニティというものがすごく重要ではないかと私は思います。

以上です。

○内閣府 どうもありがとうございました。

何かございますか。

○妻屋理事長 特にというならば、実は、日本の社会保障制度は社会保険方式で成り立ってきたわけですし、たまたまそのときに掛金を払わなかったあるいは未納したということが、現状ではその制度はちゃんと法律の裏付けはできましたけれども、それ以前の問題として残っているわけですし、社会保険方式で年金の掛金を納めなければ年金がもらえませんよというような時代があったわけです。今でもそうですけれども、手続をすれば何とかできるようになりましたが、それ以前の人たち、この無年金障害者は12万人いると言われていました。平成16年でしたか、特定障害者給付金制度ができました。これによって学生時代に無年金者となった人あるいはサラリーマンの主婦の無年金障害者たちは救済されたということになっております。残る4タイプの未納者だとか未加入だとか、先ほど言ったように在日外国人だとか在外邦人、外国にいて障害者になった人、そんなにいないんですけれども、全体で9万人ぐらいまだ残っているんですね。この人たちは社会保障制度を受けられていません。つまり、年金に加入しなかったわけですから、その制度では年金がもらえないということになっています。その上に、定率負担とかいろいろ自己負担が増えてい中で、この人たちをそのままにしておくわけにはいかないのではないかと思います。

この9万人の無年金障害者を、高齢者は別途もっとたくさんいますけれども、そういった人のことを考える余地はないものかと、私たちは運動してきたわけです。昭和50年ぐらいから運動を始めたんですけれども、ざっと三十数年になりますが、そういったさまざま

な活動の記録の中から、それをまとめて学生無年金障害者の裁判の資料にしたわけでした、その裁判は第一審として勝訴したという経過があります。それではということで、特定障害者給付金ができただけなんです。それは学生とサラリーマンの主婦の2類型なんですけれども、残る4類型の無年金障害者について何か考えなければならないのではないかと。一生この人たちは社会保障を受けられないのか、それほど重い罪なのかと。年金を払わなかったということは終身刑に値するのかと思っているわけです。何らかの救済、生活保護があるじゃないかとかいろいろあるでしょうけれども、生活保護と年金では内容が違います。生活保護ではスティグマがあったりして大変なんですけれども、堂々と胸を張ってということができないわけでした、そうすると、無年金障害者の人たちを何とか救済する法制度が必要であると考えておりました、引き続き私たちも活動していく予定にしております。

以上でございます。

○内閣府 どうもありがとうございました。

結果的には三巡したわけでございますけれども、大体御意見も出尽くしたようでございます。本日は、大変暑いところ、中央障害者施策推進協議会の委員でいらっしゃいます各メンバーから御出席をいただきまして、非常に多岐にわたるお話を伺ったところでございます。

伺った話につきましては、それぞれ基本法のこと、自立支援法のことなど含めていろいろございますけれども、それぞれ今後の検討に当たって十分参考にしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。